

ご意見の概要と村の回答（考え方）

指摘ページ	提出された意見の概要	村の考え方	修正等の対応
	行政人口でなく村人口の方が分かりやすい。	「埼玉県生活排水処理施設整備構想見直しに係る市町村生活排水処理基本計画見直し等マニュアル」により、住民基本台帳を基にした行政区域内人口で算出する必要があるため「行政人口」という標記を使用しています。	修正なし
	公共浄化槽とは何を指すのか。	村が事業主体となり設置・管理を行う合併処理浄化槽です。 村の公共浄化槽の定義は「東秩父村公共浄化槽の整備及び管理に関する条例」によります。	
P4	図2.2 見直し対象区域概要図は分かりづらく不要ではないか。	見直し対象区域、見直し対象区域概要図、費用関数については、埼玉県の指針を準拠しており掲載の必要性を感じております。	修正なし
P18	表3.8 地目別面積の推移で※鉄軌道用地等とありますがあつたがどこにあるのか。	現計画同様の標記を採用していましたが、村の用地に鉄軌道用地は存在しないため削除いたします。	「鉄軌道用地等」削除 「駐車場等」に変更
P25	将来人口予測で令和23年時には村と県とで予測値に300人余りの差があるが計画上影響はないのか。	「第6次東秩父村総合振興計画」の人口の将来展望の検証で、本村では2060年において人口1,600人規模を維持し、将来にわたって持続可能な村を目指すこととしております。（総合振興計画人口ビジョンのパターン3）本計画も総合振興計画と連携することから人口ビジョンのパターン3を採用し事業を実施いたします。 なお、「第6次東秩父村総合振興計画」において、人口の将来展望については定期的に再推計を行い、将来展望の前提条件に大きな変動が見込まれる場合は、人口ビジョンの改訂を行っていくものとしており、本計画も必要に応じて中間目標年度に計画の見直しを検討します。	修正なし

P39	「以上の結果をもって ～計画とする」という文 章に前後から違和感を 感じます。	関連ページ(5.2)を1ページに集約し まとめました。	5.2を1ページに集約
	総合振興計画と連携す るものと思います。	第6次東秩父村総合振興計画基本施 策、「環境保全の推進」及び「合併処 理浄化槽設置の促進」の個別計画とし て本計画が示されております。	